



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会社名 高 島 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 高島 幸一  
(コード番号 8007 東証第一部)  
問合せ先 経理ユニットマネージャー 小林 知直  
(TEL. 03 5217 7297)

## 当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。以下同じ。)に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 128 回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(注)当社は、本日付で別に公表しました「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」に記載しましたとおり、本株主総会においてかかる定款変更議案をご承認いただけることを前提として、現行の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

## 記

### 1. 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、導入するものであります。

なお、当該取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において承認決議を得ることを条件といたします。

### 2. 本制度の概要

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、業績に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬であります。業績の指標としては「親会社株主に帰属する当期純利益」を使用することとします。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

#### (2) 本制度の対象者

当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)といたします。

#### (3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法とその上限

##### 取締役に対するポイントの付与方法

当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役に対し、本信託の信託期間中の毎年 5 月に、直前に終了する事業年度の業績(親会社株主に帰属する当期純利益)により算定される数

のポイントを付与いたします。取締役が付与される 1 事業年度あたりのポイント数の合計は、280,000 ポイント（当社普通株式 280,000 株相当）を上限とします。

付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、各取締役に付与されたポイント数に 1（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

#### （４）当社が拠出する信託金の上限額

当社は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 4 事業年度（以下、「対象期間」という。）の期間における取締役の職務執行の対価として本制度を導入し、対象期間における職務執行の対価としての株式の取得資金として、信託期間（4 年間）中に金 200 百万円を上限とする金銭（ ）を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。

（ ）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間経過後も、当社の取締役会の決定により、一定期間（5 年以下の期間とする。）ごとに対象期間を延長するとともに同様に信託期間を延長して（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより実質的に信託期間を延長する場合を含む。以下同じ。）本制度を継続することがあります。この場合には、当社は、株式の追加取得資金として、その延長年数に金 50 百万円を乗じた金額を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（上記の当社株式と合わせて以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格で金銭評価します。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

#### （５）各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。このほか、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付する場合があります。

### 3．本信託の概要

名称：役員向け株式交付信託

委託者：当社

受託者：三井住友信託銀行株式会社

受益者：当社取締役に退任した者のうち受益者要件を満たす者

信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定

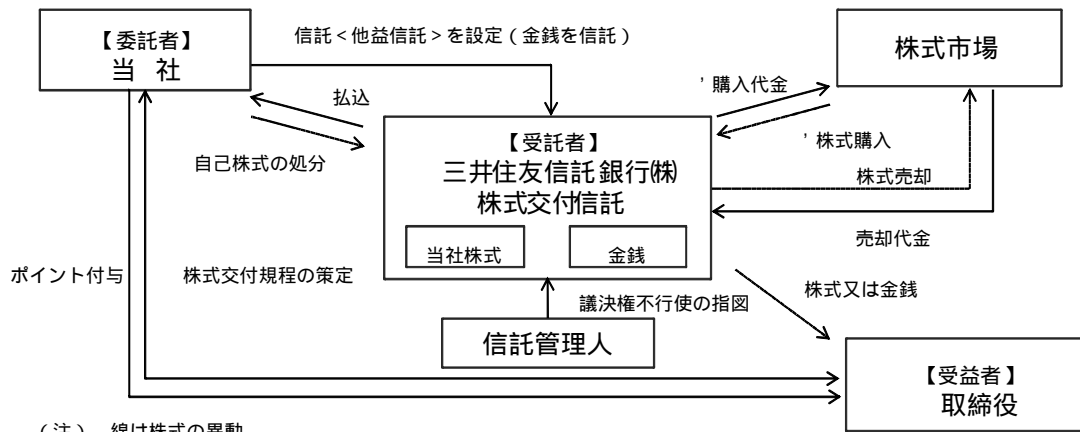
信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託契約の締結日：平成 28 年 8 月（予定）

金銭を信託する日：平成 28 年 8 月（予定）

信託の期間：平成 28 年 8 月（予定）～平成 32 年 8 月（予定）

## (1) 信託の仕組み



(注) ...線は株式の異動

当社の取締役会は取締役(社外取締役及び監査等委員を除きます。)を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する額の金銭(ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。)を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(株式市場から取得する方法又は自己株式の処分による方法によります。)

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、信託期間を通じ、不行使の指図をします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。

## (2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認いただくことを条件として、当社は、2.(5)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、3.(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

## (3) 信託期間

信託期間は、平成28年8月(予定)から平成32年8月(予定)までの約4年間とします。ただし、2.(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

## (4) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、2.(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会でご承認いただいた後に当社の取締役会で決議し、開示します。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役が付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、2.(4)の本株主総会でご承認いただいた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加

取得することがあります。

( 5 ) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

( 6 ) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

( 7 ) 信託終了時の取扱い

信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会の決議により消却することを予定しております。信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附することを予定しております。

以 上